

五霞町まちのしごと改革大綱

～次世代へつなぐ自治体経営を目指して～



令和3年9月

五 霞 町

はじめに

本町の前身であります五霞村は、明治22年の町村制施行により11か村が合併して誕生しました。

以後、130余年が経過し、その間、市町村合併の動きもありましたが、地理的・歴史的背景から、現在も単独での行政運営を行っております。

そのような中において、本町では、厳しい財政状況を克服し、新たな社会情勢の変化に応じた柔軟な組織運営を構築する必要があることから、平成16年3月に「五霞町行政改革の方向付け」を策定し、抜本的な行財政改革に着手しました。

その後、平成17年3月に五霞町行政改革運営プラン（集中改革プラン）、平成22年12月に第2次五霞町行政改革運営プランを策定し、組織機構の改革、職員数の削減、事務事業の見直し、協働の推進等を行い、一定の成果を上げることができました。

それでも、本町における今後の財政運営においては、扶助費等の社会保障費の増加や公共施設の維持管理費の拡大が見込まれ、厳しい状況には変わりません。

今後も住民の皆様に必要な行政サービスを提供していくためには、絶えず行財政改革に取り組んでいく必要があります。



このような背景から、令和2年度からスタートした第6次五霞町総合計画を進めるにあたり、より効率的かつ効果的な行財政の運営を図るため、これまでの「量」の改革から「質」の改革に主眼を置いた五霞町まちのしごと改革大綱を策定しました。

「キラリ☆五霞町」の実現に向けて、職員一丸となって更なる改革に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年9月

五霞町長 染谷 森雄

目次

はじめに	2
I 基本方針	4
II 五霞町まちのしごと改革大綱の体系	5
III 推進方法	5
1 計画期間	5
2 推進体制	5
IV 重点推進項目	6
1 質の高い行政サービスの提供	6
(1) 行政サービスのデジタル化	6
(2) 組織・職員定員管理の最適化	6
(3) 人材育成と職場環境の向上	6
2 健全な財政運営	7
(1) 計画的な財政運営	7
(2) 安定的な財源の確保	7
3 協創のまちづくりの推進	7
(1) 多様な主体との連携	7
V 改革の具体的な取組	7
VI 参考	8
1 総人口の推移	8
2 町の財政状況	8

I 基本方針

人口減少や少子高齢化に伴い、社会情勢が大きく変化する中で、財政需要の増加への対応など依然厳しい財政状況が続いています。

持続可能な自治体運営を実現するためには、これまで取り組んできた「量」の改革から「質」の改革へと切り替え、事業の選択と集中によるスマートな自治体への転換が求められています。

そのため、町では住民の安全・安心を守り、社会の安定を保つことを前提としつつ、効率的かつ効果的な自治体運営を行うため、次に掲げる3つの基本方針を定めます。

1 質の高い行政サービスの提供

社会情勢や人口構造の変化により、市民ニーズは刻々と変化しています。

多様化する市民ニーズに合わせた質の高い行政サービスを提供するには、その時代に合った組織体系へと柔軟に対応するとともに、職員の更なる人材育成に取り組んでまいります。



2 健全な財政運営



次世代へつなぐ健全な自治体経営を行うためには、安定した財政基盤が必要不可欠です。

事業の選択と集中を図り、固定費を削減するとともに、新たな財源確保に努めます。

さらに、公営企業会計及び特別会計の自立した経営を推進し、一般会計からの繰出金の縮減を図ります。

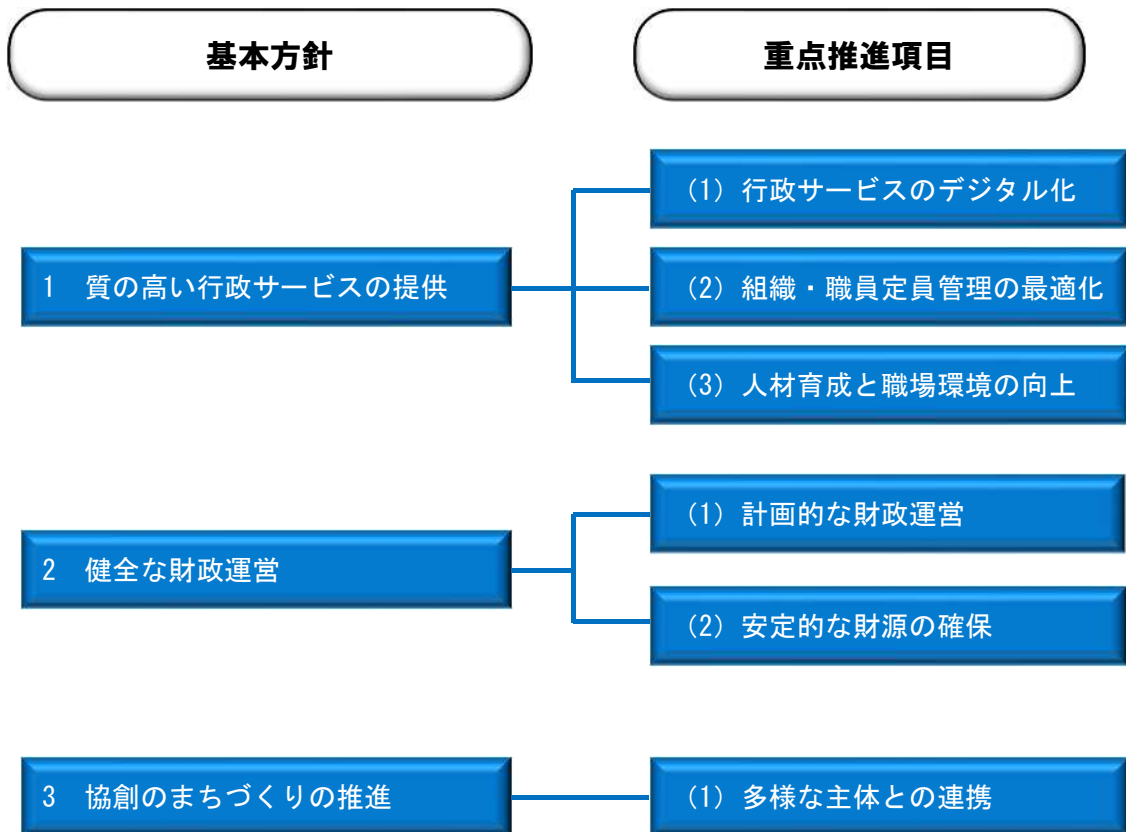
3 協創のまちづくりの推進

これまでの「住民・事業所・行政による協働の推進」を更に進化させ、新たなまちの魅力や地域の価値を高め、まちの未来を市民とともに一緒に創り上げていく協創のまちづくりを進めます。



Ⅱ 五霞町まちのしごと改革大綱の体系

3つの基本方針をもとにそれぞれ下記の重点推進項目を掲げ、項目ごとに具体的な取組に着手します。



Ⅲ 推進方法

1 計画期間

五霞町まちのしごと改革大綱の計画期間は、第6次五霞町総合計画第I期基本計画と合わせ、次のとおりとします。

計画期間 令和3年度から令和6年度までの4年間

2 推進体制

五霞町まちのしごと改革大綱を推進するに当たっては、五霞町行政改革推進本部が中心となり、全職員が一丸となって取り組みます。

IV 重点推進項目

1 質の高い行政サービスの提供

(1) 行政サービスのデジタル化

町民の方が行う窓口手続きと職員が行う業務において、ICT化・業務改革を徹底し、住民の利便性向上と行政の業務効率向上を図ります。

(2) 組織・職員定員管理の最適化

社会情勢や住民ニーズの変化により、行政に求められる役割は、日々変化しています。

そのような時代の変化に合わせて柔軟かつ的確に対応できるよう、組織・機構の再構築を図るとともに、庁内会議のあり方や事務決裁等におけるルールの見直しを行い、簡素で即効性の高い動ける組織づくりを進めます。

また、年齢バランスに配慮した計画的な職員採用による定員管理に努め、行政需要、事務量に適応した職員配置に取り組みます。

(3) 人材育成と職場環境の向上

人材は、地方公共団体が持つ最大の財産です。

人材の質を最大限引き上げることが、良質な行政サービスへの提供につながります。

そのため、職員研修や人事評価制度、職員のキャリア開発制度等の見直しを図り、意欲と行動力のある人材の育成を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの確保に努め、働きやすい職場環境を整備するとともに、職員の多様で柔軟な働き方を進めていくため、テレワーク制度の導入の検討など、働き方改革を推進します。

2 健全な財政運営

(1) 計画的な財政運営

本町の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収が見込まれるなか、老朽化が進む公共施設の更新や超高齢社会の進展による社会保障費の増大など、将来にわたり非常に厳しい財政運営が見込まれることから、町単独事業や国・県事業への上乗せ事業等の見直しなど徹底した歳出抑制を行うほか、特別会計等への繰出金の抑制に努めます。

また、上下水道料金や施設使用料など受益者負担の適正化や町補助金の総点検を行います。

(2) 安定的な財源の確保

将来にわたり安定的な財政基盤を維持するため、町税の確実な賦課・徴収、ふるさと応援寄附金やガバメントクラウドファンディングなどの税外収入の確保に努めます。

さらに、庁舎等の跡地を含めた遊休財産の処分・利活用を図ります。

また、起債にあたっては、交付税措置や償還期間を考慮し、償還額の平準化や世代間における負担の公平化に努めます。

3 協創のまちづくりの推進

(1) 多様な主体との連携

行政へのニーズが多様化・高度化している中で、安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会を形成することは、行政のみで実現できるものではありません。

住民、企業、大学、NPO等の多様な主体と行政が、それぞれ有している特長や能力に応じた役割を積極的に果たすとともに、互いに連携し、共に力を合わせながら協創のまちづくりの実現に向けて取り組みます。

V 改革の具体的な取組

改革の具体的な実施項目については、計画期間内にアクションプランを策定し、進行管理を行います。

アクションプランでは、これまでの実施項目の中から、引き続き継続して取り組むもの、更なる改革を行うもの、新たなまちの課題として取り組むものなどを盛り込みます。

また、行政改革の進捗状況や社会情勢、まちを取り巻く状況の変化に応じて毎年度見直しを行い、必要に応じて計画期間中に追加、修正を行います。

VI 参考

1 総人口の推移

我が国の人口は、2065年には8,808万人まで減少するものと推計されており、人口構成は、老年人口割合が約38%、生産年齢人口割合が約51%、年少人口割合が約10%で、人口減少・少子高齢化は、依然として深刻な状況となっています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口平成29年推計」）。

本町においては、冬木特定土地区画整理事業（現原宿台地区）に伴う住宅開発などを背景として増加傾向を示していましたが、1995年の10,312人をピークに減少へと転じ、2020年の国勢調査（速報値）では、8,100人となっております。



2 町の財政状況

町の歳入は、町税が大きなウェイトを占めており、なかでも近年、圏央道の開通や新4号国道の複車線化など、交通インフラの整備効果による企業進出により町税全体では増加傾向にありました。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症への対応や、その影響による企業の業績悪化に伴う法人町民税の減収が懸念されるなど、今後大幅な増収は見込み難い状況です。

一方で、歳出については、上下水道施設や役場庁舎など更新時期を迎える公共施設への対応、また、小学校統合や下水道の広域化などの大規模事業が控えていることから、更なる増加が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、町では、重点事業に優先順位を付し、歳入歳出の規模をコントロールするとともに、事業の必要性・効果・手法の妥当性を十分に検証し計画的な行財政運営を進めます。